

整理番号	計調一法申-51
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築確認課（設備） (06-6208-9304)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、建築物の消費性能に係る認定
概要	社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、大阪市における建築物エネルギー消費性能向上計画の認定や建築物の消費性能に係る認定を行います。
根拠法令等 及び条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）、第41条第2項（建築物の消費性能に係る認定） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針 大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱 (http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000349065.html)
審査基準	1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準に適合するものであること (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること (3) 資金計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること 2. 建築物の消費性能に係る認定 当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
標準処理期間	設定していない（建築物の規模や計算方法の複雑さ等について事案ごとのばらつきが大きく、標準処理期間を設定することは困難）
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築確認課（設備）
提出時期	随時
提出方法	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書及び添付書類又は建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書及び添付書類を計画調整局建築指導部建築確認課（設備）へ提出し、納付書で手数料を納入してください。
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築確認課（設備）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000525519.html https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000525799.html
備考	